

## EKK 従業員コンプライアンス行動指針

イーグル工業株式会社およびその子会社・孫会社(以下、EKK という)は、EKK 企業行動憲章において、すべての利害関係者、いわゆるステークホルダーに誇りをもってもらい、ともに夢を追い続けることのできる経営を推進し、公正かつ自由な競争のもと、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任のある行動を通じて、持続可能な社会の実現をけん引する役割を担う存在となることを目指すこととし、その実現のための企業行動原則を定めています。

このEKK 企業行動憲章を基本方針としたEKK コンプライアンス規程を制定し、その内容を具体的に示すガイドラインとして、EKK 従業員(人材派遣社員・業務請負社員を含む)が一般的に順守しなければならない事項を以下の通り定めました。従業員各位においては、当行動指針を順守しなければなりません。

### 1. 倫理の心

- (1) EKK で働く人々は、誇りをもって仕事に取り組むたいと願っています。自分達の職場で不正や良心に反するような慣習があれば、それに疑問を差し、改善します。職場は、各人にとって自己実現の場であらなければならない、自己の良心に反しながら、苦しみ、葛藤する場にはしてはいけません。
- (2) EKK は、誠実さ、高潔さ、品格を高めることで社会の評価を受けています。この評価を保ち、高めるには、あなたは、あらゆる場面での意思決定や行動において正しい判断をしなければいけません。

### 2. 人権の尊重、差別・ハラスメントの禁止

- (1) 多様性・人格・個性を尊重し、人種、肌の色、信条、宗教、国籍、年齢、性別、出身、容姿、心身の障害などに基づく、差別を行ってはしてはいけません。また、法令、基本的人権を尊重し、差別や不法労働を許してはなりません。
- (2) EKK は、健康的で安全でかつ効率的な仕事ができるように職場環境作りをしています。性的、暴力的な言動により、他人に不快な思いを与え、または職場環境に悪影響を及ぼす等、セクシャルハラスメント、パワーハラスメントとなる行為を行ってはしてはいけません。また、このようなハラスメントを許してはしてはいけません。

### 3. 公正・適正な取引

EKK は、売り手の立場でも、買い手の立場でも、これらの取引関係に、法令の順守と社会の倫理を尊重します。従業員は、取引先の誰に対しても誠実な言動、誤解されない言動に努めなければなりません。この明快で率直な取引関係によって信頼関係を作り上げ、持続的な取引を築きます。独占禁止法(海外においては、独占禁止法に相当する現地法令)その他の公正競争を維持するための法令等(以下「独禁法等」)を順守し、公正で自由な事業活動を推進します。

贈答物は、贈る場合も、贈られる場合も、節度あるものならば社会的にも法的にも許されます。しかし、議論の余地なく許されない賄賂は、受けることも、渡すことも許されません。

会食や接待というビジネス上の慣習的儀礼は一定範囲で行ったり受けたりすることが出来ます。しか

し、相手方が官公庁職員の場合は、国家公務員倫理法および同規則により法律違反です。又、国により、これら法律や習慣は異なりますので、各国の法律(国家公務員倫理法に相当する各国法令)により適法な行動が求められます。

(1) 代理店や販売業者等に対する姿勢

- ① 代理店や販売業者との取引にあたり、法令・契約順守を基本とし、独占禁止法を始め、不公正な取引を規制している法律を順守しなければなりません。
- ② 代理店、販売業者に対し、取扱商品の再販売価格について希望価格を守るよう、事実上、強要したり、販売業者との間でその様な合意をしてはいけません。
- ③ 代理店、販売業者等の第三者に、下記(2)及び(4)に定める禁止行為をさせてはいけません。

(2) 競争会社との関係・姿勢

- ① 事業活動において、ときにはライバル社と話しあったり、接触したりすることがあります。このようなとき、競合他社間の競争を制限する様な、販売・見積価格、生産又は販売数量・金額に関する制限、シェア割り、販売先・販売地域の制限、生産設備・技術の制限等契約条件、生産計画、及び製品の技術情報等についての話し合いや合意は、談合として違法となりますので、決してしてはいけません。  
そのような違法行為につながる行為や、会合の結成・参加、約束・取り決め、情報交換等、疑義を招くような行為をしてはいけません。

- ② 競争会社と接触や取引をする場合は、独占禁止法など不公正な取引方法を禁止している法律を順守します。競争会社や、その製品を非難中傷したり、競争会社の機密情報を不正入手してはなりません。

(3) 仕入先との関係・姿勢

仕入先と取引をする場合は、下請法(海外にあっては、下請法に相当する現地法令)等の法律を順守し、仕入先とは契約に基き、対等な立場でフェアな取引を行わなければなりません

(4) 取引先との癒着行為・公務員腐敗行為の禁止

- ① 取引先、またはその役員・社員等関係者との間で、社会通念の範囲を超える金銭・贈物・接待、その他の経済的利益を授受したり、借金の保証人になって貰うなど、取引先との癒着を生じさせる恐れのある行為を行ってはいけません。
- ② お客様が官公庁の場合、入札妨害行為、受注調整行為等、違法行為を行なってはいけません。合意または違法行為につながる行為や、会合の結成・参加、約束・取り決め、情報交換等、その疑義を招くような行為をしてはいけません。
- ③ 政治家または政治団体に対し、不適正な利益・便宜を供与したり、法令、会社規程に反した不適正な政治寄付等を行ってはいけません。
- ④ 直接、間接を問わず、政治家または政治団体に対し、業務の一環として次の行為を行ってはいけません。
  - a. 通常の商慣行より有利な条件での販売および貸付等(債務保証等を含む。)
  - b. 接待、贈物等の利益の供与(法令に違反せず、かつ社会的妥当性が認められる場合を除く。)
- ⑤ 官公庁向け営業に関し、政治家等(元議員等、秘書、元秘書を含む)本人または本人が関係する会社に対して、口銭、コンサルタント料等の名目の如何を問わず、金銭を支払ったり、便宜を供与してはいけません。

#### 4. インサイダー取引規制

- (1) EKKに関する未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえ、イーグル工業株式会社の株式等を売買してはいけません。
- (2) 競争業者、取引先等公開会社(またはその子会社)に関する未公表の重要事実を知ったときは、それが公表されるまで厳重に秘密保持したうえ、当該競争業者、取引先等の株式等を売買してはいけません。
- (3) イーグル工業株式会社の従業員は、自社株式等を売買する場合、「内部者取引規制に関する規程」に定められた事前届出等の規則を必ず順守しなければなりません。

#### 5. 輸出入手続(安全保障貿易管理)

- (1) 法令を順守し、適正な手続きと申告のもとに輸出入を行わなければなりません。
- (2) 禁制品の輸出入を行ったり、それに関わったりしてはいけません。
- (3) 規制品(許可・承認・届出を必要とする物品等)の輸出入は、所轄官庁に必要な手続きをとって行わなければなりません。

#### 6. 知的財産権関連法

- (1) 製品を製造・販売・輸入・展示をする場合には、他人の知的財産権を侵害しないか調査し、権利侵害にあたらないことを確認しなければなりません。
- (2) コンピュータソフトウェアの無断コピーなど、他人が所有する知的財産権を侵害する行為をしてはいけません。
- (3) EKKに帰属する出願権、知的財産権を、侵害する行為をしてはいけません。

#### 7. 反社会的勢力との関係遮断

- (1) 市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動の障害となる反社会的な活動や勢力とは一切関係を持つてはいけません。
- (2) 反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる安易な妥協をしてはいけません。
- (3) 反社会的勢力とは、合法的であったとしても、一切の取引を行ってはいけません。  
また、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合は、直ちに取引を打ち切らなければなりません。
- (4) 反社会的勢力の影響力を利用してはいけません。

#### 8. 環境保全

- (1) 環境関連法令および環境方針を順守し、環境に配慮した行動を心掛けなければなりません。
- (2) 環境問題への取組みが持続可能な社会の実現に向けた共通課題であると認識し、良き企業市民として環境保全に主体的に取り組まなければなりません。

#### 9. 安全衛生

労働安全衛生法令および安全基本理念を順守し、安全衛生に配慮した行動を心掛けなければなりません。

ん。

## 10. 有用で安全な製品の提供

- (1) 持続可能な社会の実現に向けて、社会的に有用で安全な製品の開発・生産に取り組まなければなりません。
- (2) 品質マネジメントシステムに基づき、またそれを継続的に改善し、製品の安全性や品質を確保した開発・生産を行い、関連法令や決められた検査に適合し、顧客要求を満足する製品を提供しなければなりません。

## 11. 情報の適切な管理

### (1) 機密情報の適正な利用

EKKの機密情報を、許可なく第三者に開示したり、自己のために使用するなど、不正に使用してはいけません。

### (2) 機密情報の開示

必要によりEKKの機密情報を第三者に開示する場合は、必ず機密保持契約を締結しなければなりません。

### (3) 第三者の機密情報

第三者から開示を受けた機密情報についても、不正に使用してはいけません。また、機密保持契約を結んだ場合は、その契約を順守しなければなりません。

### (4) 情報の管理

機密文書の作成・授受及び保管・保存・廃棄等の取扱・処理については、作成者あるいは名宛人が自ら行い、機密事項の漏洩がないよう万全の措置を講じなければなりません。

- ① EKKは、個人の収入、健康、福利厚生上の情報等を集積し、行政機関との手続きに利用しており、これらの情報は厳格に管理して情報の保護にあたっています。これらの業務に携わる従業員は、知り得た情報を他のいかなる目的にも、利用したりしてはなりません。
- ② 事業活動、営業活動の中で、他社の情報、ライバル社の製品情報を収集することは適正な営業行為です。これ自体は倫理に反するものではありません。取引先の信用情報、購入先の評価等、目的に応じて正当な手段で情報を収集します。しかし、収集した情報の利用は目的の範囲に限定され、他に漏洩しないように慎重に取扱わなければなりません。
- ③ お客様から、製品供給の契約履行に必要な、使用制限付き情報(官公庁からの機密保持が必要な情報等)を文書文は口頭により提供を受ける場合には、その使用条件について相手方と正式に合意した契約を行わない限り、受領してはなりません。更に使用制限付き情報の契約は、任務権限規程に基づく承認を必要とし、契約後は、その契約内容に記載された使用・コピー配付・管理の取り扱いをしなければなりません。契約内容を逸脱した取り扱いは、いかなる場合も、法律違反と理解しなければなりません。

### (5) 退職後の機密保持義務

退職後といえども、職務上知りえた会社の機密を漏洩したり、自らまたは第三者のために利用する等会社の利益を損う行為をしてはいけません。

## 12. 会社の利益を損う行為等の禁止

- (1) EKKの名誉・信用を傷つけるような行為をしてはいけません。

- (2) EKKには設備、建物、備品をはじめ、知的財産、一般的な技術情報、及び顧客から預かる機密文書等さまざまな有形、無形の資産があります。これら資産の保護は、全ての社員の責任であり、うっかり漏洩したり、盗難に遭うようなことのないように普段から万全の注意をはらわなければなりません。EKKの有形・無形の資産を不正、又は不当に使用したり、滅失させたり、投損する行為を行ってははいけません。
- (3) 退職する際には、EKKに権利が属するものについては返還しなければなりません。また、退職後に不正に利用してはいけません。
- (4) EKKと利害の相反する可能性のある行為を行うときは、法令、または諸規程に定められた所要の承認、または許可を得た上で行わなければなりません。
- (5) 業務に関連して行った行為については、権限の範囲外であっても、当社に責任が及ぶ可能性のあることを自覚し、定められた権限を超える行為を行ってははいけません。

### 13. 適正な会計

- (1) 会計に関する法令・基準を順守し、適正に会計処理と会計報告を行わなくてははいけません。
- (2) 会計情報を適時かつ正確に記録し、不適正な会計処理、誤解を与える会計報告を行ってははいけません。
- (3) 会計情報を迅速かつ正確に開示できるよう、経理システムの維持、改善に努めます。

### 14. 正確な報告

業務の成果報告、記録は誠実・正確かつ事実に基づくものでなければなりません。技術者の試験報告、営業の受注報告、研究者の研究報告等、報告・記録がさまざまに関係する法律に抵触する場合があります、虚偽の報告、記録は会社の経営判断を狂わせることとなります。

### 15. 法令順守、及び法令等違反の連絡

法令、社内諸規程・諸規則に違反する等の違法行為を認知した場合は、EKKコンプライアンス規程に定める報告先に直ちに報告しなければなりません。

上記の報告をしたにもかかわらず違法行為が是正されない場合、または報告先に報告を行うことが困難な場合は、内部通報窓口（社内窓口または外部窓口）に通報しなければなりません。

本行動指針に定める禁止行為を行なった場合、EKKグループ各社就業規則等の定める所により、懲戒処分対象となります。

以 上